

## 学習指導要領は「妥協の産物」であるという認識について －自立活動の指導計画（様式）を簡素化する試み－

古屋 義博\*  
Yoshihiro FURUYA

### 1. 「妥協の産物」として肥大化し続ける学習指導要領

学習指導要領はおおむね 10 年に一回の改訂が繰り返されてきた。改訂の際には、その時代の社会情勢や諸分野からの要請、換言すれば教育行政機関に対するさまざまな社会的な圧力などが反映される。

2008（平成 20）年の改訂について、文部科学省（2011）の説明に含まれるキーセンテンスをつなぎ合わせれば、次のように要約できる。2006（平成 18）年に第一次安倍政権によって改変された教育基本法の理念を踏まえて、伝統や文化に関する教育や道徳教育が拡充された。いわゆる「ゆとり教育」に対する諸分野からの批判への対策として授業時数の増加が行われ、さらに言語活動や理数教育、外国語教育などが強調された。

2017（平成 29）年の改訂（文部科学省，2019）は、例を挙げると次のようになる。主体的・対話的で深い学びの促進や各学校でカリキュラム・マネジメントの徹底を図ることを前提に、2008（平成 20）年の改訂で拡充された道徳教育や外国語教育などがさらに量と質ともに増やされた。幼稚園教育要領に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が追加され、初等中等教育の一貫した学びの充実として小学校の生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の拡充が図られる。加えて、主権者教育や消費者教育、防災・安全教育、プログラミング教育などを追加する。それ以外にも、社会教育関係団体等との連携による持続可能な部活動の運営体制の構築や、多様な子どもたちの発達の支援（障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）をより計画的・組織的に実施していくことになる。ちなみにこの改訂への適応という意味で、大学の教職課程の科目編成も 2019 年度入学生から改変（小学校教員免許に外国語活動や総合的な学習の時間に関する科目が必修として、全校種の教員免許に特別支援教育に関する科目が必修として追加）された。

追加あるいは拡充された学校教育の品目についての効果検証のための作業がなく、あるいはスクラップアンドビルド方式を採用していないために、学習指導要領は徐々に肥大化している。例えば、旧家屋の構造をそのまま温存した状態でその旧家屋の中に入れる品目を増やし、かつ増築をも繰り返しているようなものである。学習指導要領とはこのように、さまざまな社会的な圧力を丸呑みし続けている「妥協の産物」といえる。

---

\* 山梨大学教育学部障害児教育講座

## II. 同じく肥大化を続ける自立活動

### 1. 特別支援学級設置校の校長の自立活動に関する認識

本稿で中心的な話題にしたい、特別支援学校の教育課程上、固有の指導領域である自立活動（旧、養護・訓練）も同様の経緯、つまり「妥協の産物」としていたずらに肥大化している。肥大化がわかりにくさにつながっているのか、全国特別支援学級設置学校長協会調査部（2017）による「各都道府県の知的障害学級設置校及び自閉症・情緒障害学級設置校から約 10%抽出した小・中学校長を対象」に 2016 年に実施された調査結果（以下、紙面の関係で知的障害学級設置の小学校のみ）は次の通りであった。

自立活動が重要と考えている校長は、有効回答数 1033 人中 998 人（96.6%）であった。一方、自立活動の理解度については、有効回答数 1014 人中、「理解している（201 人：19.8%）」「やや理解している（479 人：47.2%）」「あまり理解していない（267 人：26.3%）」「理解していない（67 人：6.6%）」であった。ただこの設問は「自立活動の 6 区分 26 項目をご存じですか。」という、自立活動の意義や指導計画の作成の手順などの重要な事項について質問したわけではなく、内容区分という表面的な事項に限定されている。よって、自立活動についての重要性をほぼすべての校長が認めているものの、自立活動の意義等についての理解は深まっていないと判断される。

### 2. 自立活動を説明する文章等の量の変化

自立活動についての、重要性の認識と理解度との乖離の原因の一つが、自立活動の意義等を説明する学習指導要領やその解説のつくりそのものにあると考えられる。学習指導要領は肥大化し続け、自立活動に関する説明も同様である。あくまでも目に見える量的な変化に過ぎないが、自

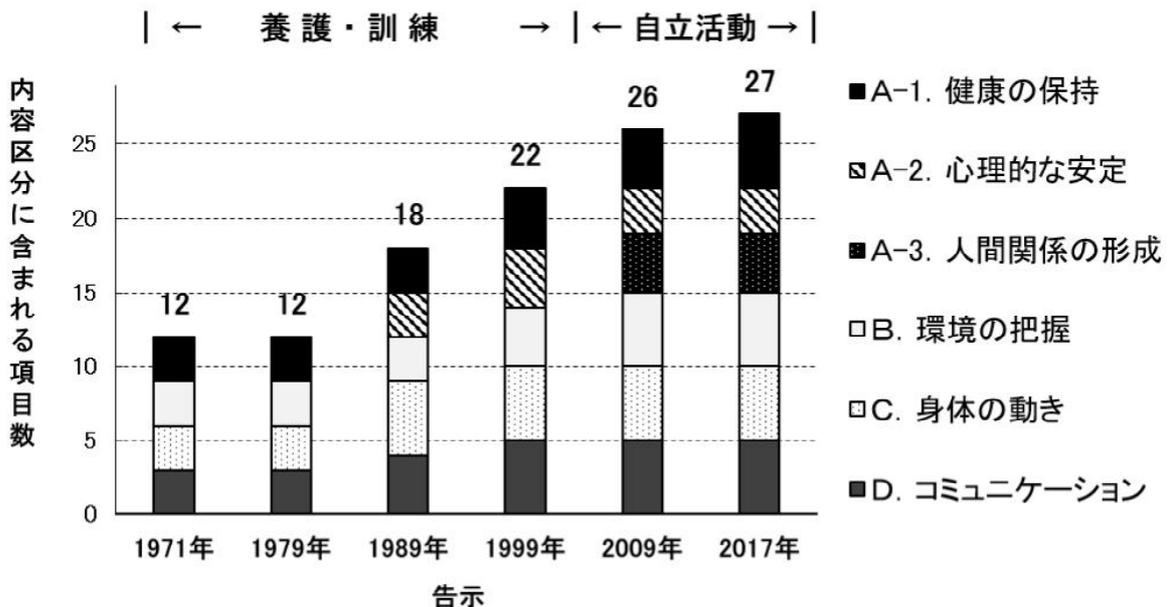


図1 各学習指導要領における自立活動および養護・訓練の内容区分と項目の数の変化

立活動の内容区分と項目の数の変化を図1に、自立活動を解説する文書、つまり学習指導要領解説（文部省，2000；文部科学省，2009；文部科学省，2018）の重量と総ページ数の変化を図2に示す。

自立活動の意義やその説明がわかりにくくなったためなのか，あるいは養護・訓練（現，自立活動）のそもそもの性質が変化したことの言い訳なのか，文部科学省（2009）は，2009年告示の特別支援学校学習指導要領の解説（自立活動編）に「自立活動の内容の考え方」として，以下の文書を加えた。

自立活動の内容は，人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と，障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成しており，それらの代表的な要素である26項目を「健康の保持」，「心理的な安定」，「人間関係の形成」，「環境の把握」，「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分に分類・整理したものである。自立活動の内容は，六つの区分の下に，それぞれ3～5の項目を示してある。

こうした大きな区分の下に幾つかの項目を設けるという自立活動の内容の示し方については，自立活動の前身である「養護・訓練」が創設された当時から少しも変わっていない。（著者註：2018年版では改行なし）

養護・訓練を創設した昭和46年当時，養護・訓練の内容を示すに当たっては，各学校で行われていた特別の訓練等の指導について，その具体的な指導内容となる事項を細かく取り上げ，それらを大きく分類す

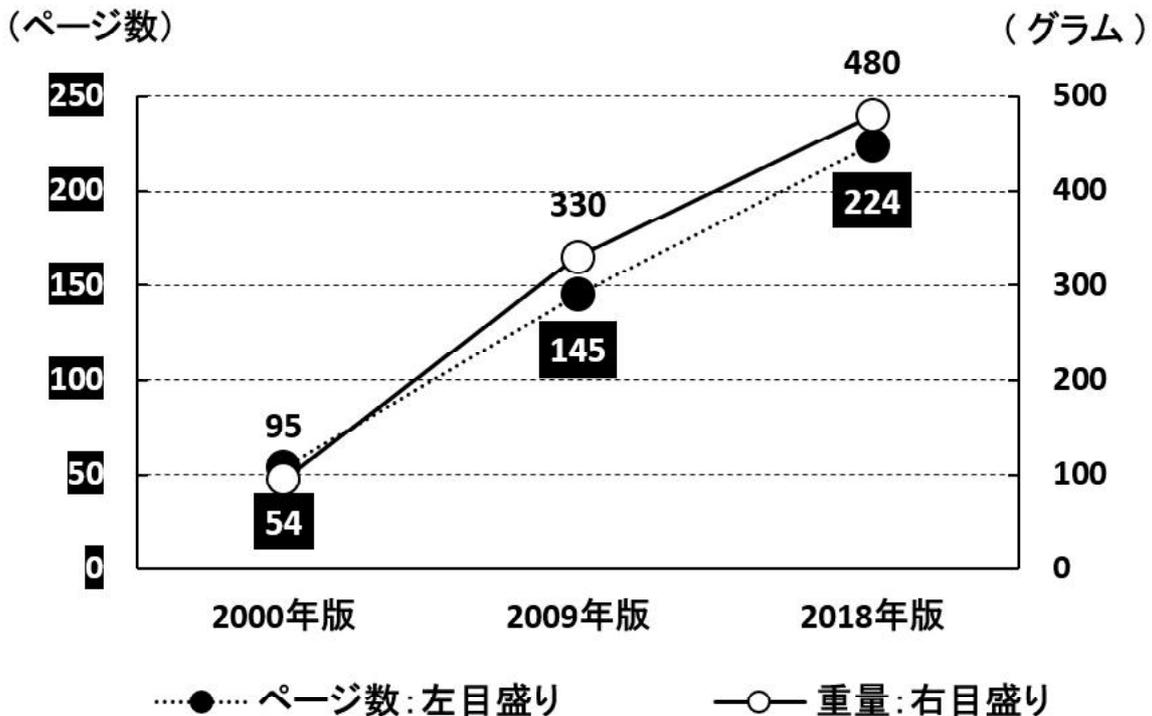


図2 自立活動の解説書の重量等の変化

るという作業が繰り返された。この作業の過程において、個々の幼児児童生徒に対する具体的な指導内容は、指導の方法と密接に関連している場合が多いことが明らかにされた。これを受けて養護・訓練の内容の示し方について検討を行った結果、その示し方については、個々の方法までは言及しないという方針の下に整理が行われ、大綱的な表現となった経緯がある。

学習指導要領等の自立活動の「内容」には、たくさんの具体的な指導内容から、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を抽出し、それらの中から代表的な要素を「項目」として示しているのである。

(文部科学省 [2009] 7-8, 文部科学省 [2018] 24-25, 下線筆者)

1971 (昭和 46) 年に創設された養護・訓練 (現, 自立活動) の内容の取扱いについて、「当時から少しも変わっていない」とわざわざ記したということは、その変質を認めていることの証しと考えられる。改訂の度に、自立活動 (旧, 養護・訓練) に示される内容区分と項目が増加し続けている。しかし、この解説では「大綱的な表現となった経緯がある」と記され、「大綱 (根本的な事柄。また、基本となるもの。おおもと。大要。「精選版：日本語大辞典」より)」とされていたものが、徐々に細分化され、もはや「大綱」とは呼べない代物になっている。

### 3. 「養護・訓練」創設時の指摘

1971 (昭和 46) 年に創設された養護・訓練 (現, 自立活動) について、その創設に携わった加藤 (1973) は次のように述べている。

ひとりひとりの児童生徒の指導計画の作成に当たっては、内容に示されているもののうちから、本人の指導にとって必要とするものだけを選定し個別に指導の方法を定めることとしている。この場合、各教科、道徳、特別活動と密接な関連を保って、組織的、計画的な指導ができるようにする必要がある。すなわち従来しばしば犯してきた教科のための教科指導や領域のための領域指導にならぬようにして全人教育を行なうようにするためには、各教科や養護・訓練等の領域でくぐられた内容を、領域のわく (原文ママ) を乗り越えて、再組織して効果的な指導ができるようにすることがたいせつである。 (加藤 [1973] 68, 下線筆者)

「従来しばしば犯してきた教科のための教科指導や領域のための領域指導にならぬように」という反省を踏まえて養護・訓練 (現, 自立活動) を展開していくべきとの指摘である。よって、養護・訓練 (現, 自立活動) の内容区分や項目を含めて、そもそも大綱的であるべきで、「領域のわくを乗り越えて、再組織して効果的な指導ができるようにすること」を各教師に保障することが養護・訓練 (現, 自立活動) の重要な意義の一つである。さらに、養護・訓練 (現, 自立活動) の創設に同じく携わった辻村 (1971) は次のように述べている。

このように考えてくると、特殊教育の対象になるかならないかは「通常の教育」の枠が固いか柔らかいかですっかり変わってしまう。ことに通常の教育課程の基準の拘束性をいかに解釈して運用するかで著しくちがってくる。

最近特殊教育における分離主義が批判され、統合主義の呼び声が高いが、統合主義というものが、特殊学校、特殊学級の即時解体のみによって直ちに実現できると考えるのは、ずいぶん単純な考えである。実は、「通常の教育」という枠を改変することこそが問題なのである。

また、特殊教育は、「通常の教育」の基準からはみ出た者の教育であり、そもそも基準に合わなかった者たちを引きうける仕事である。

学習指導要領は「妥協の産物」であるという認識について

その特殊教育が発展するために、今度は自らが教育課程の基準という枠を作ったり、改訂したりするというのは本当は自己矛盾なのである。

しかしどうしても作らなければならないのなら、有って無きがごときものを作ることが望ましい。

(辻村 [1971] 6, 下線筆者)

特殊教育（概念上の不一致が大きい、現、特別支援教育）をよりよく進めるためには、「通常の教育課程の基準の拘束性」あるいは「教育課程の基準という枠」があることがそもそもの疑問であり、「しかしどうしても作らなければならないのなら、有って無きがごときものを作ることが望ましい。」と述べている。

学習指導要領も同解説も、改訂の度に肥大化して、わかりにくくなり、そして使いにくくなっているというあるがままの現状を、関係者で共通理解を図る必要があると考えられる。その共通理解こそが、些末な領域（あるいはカリキュラム・マネジメントやアクティブラーニング、プログラミング教育、スタートアップカリキュラムなどの目に留まりやすい看板）に振り回されることを防ぎ、結果、教師のいわゆる「働き方改革」、つまり職務上の選択と集中につながるはずである。

### III. 自立活動の指導計画を簡素化する試み

筆者（古屋，2009）はかつて、自立活動（旧、養護・訓練）の歴史的な変遷を辿り、以下のような指摘をした。

1999年度版で義務化された書類『個別の指導計画』の様式についても同様のことがいえる。様式についてはさまざまな研究がすすみ、各学校で、より合理的でシステムティックな取り組みが促進されるようになってきている。それが一つの学校のみならず、他の学校でも利用・共有できるようなユニバーサル化の動きもある。そのことについては筆者も賛成する。しかし、そのようなユニバーサル化がもたらす弊害として、『自立活動（養護・訓練）』創設時の、既成の枠組みから子どもをみることへの反省を繰り返してしまう危険性を否定しきれない。（古屋 [2009] 199, 下線筆者）

このように「書類『個別の指導計画』の様式」について条件付きで「賛成」をした。しかし、本稿で記した通り、学習指導要領が改訂される度に、肥大化して、わかりにくさが増大している。当時（古屋，2009），自立活動の指導計画の様式について具体的な提案はしなかったが、本稿の最後に筆者が今年度（2019年度）の大学の授業（特別支援学校教員免許課程の必修科目）で使用した様式（A3判横置き1枚）を巻末に示すこととする。この様式が、自立活動（旧、養護・訓練）の意義等に一致しているか、辻村（1971）が指摘したような「有って無きがごときもの」に近づいているかなどについて、今後、検討を行いたい。

### 文献

- 1) 古屋義博（2009）肢体不自由教育にとっての『自立活動』の本来の意義について。山梨大学教育人間科学部紀要，11，193-204.
- 2) 加藤安雄（1973）特殊教育諸学校の教育課程改善の趣旨と性格。鈴木清・加藤安雄（編）心身障害児教育の歴史と現状。明治図書，47-70.

- 3) 文部省 (2000) 盲学校, 聾学校及び養護学校学習指導要領 (平成 11 年 3 月) 解説-自立活動編- (幼稚部・小学部・中学部・高等部) . 海文堂出版.
- 4) 文部科学省 (2009) 特別支援学校学習指導要領解説自立活動編 (幼稚部・小学部・中学部・高等部) . 海文堂出版.
- 5) 文部科学省 (2011) 幼稚園教育要領, 小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント. 文部科学省, 2011年3月30日, [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2011/03/30/1234773\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2011/03/30/1234773_001.pdf) (2019年8月24日閲覧) .
- 6) 文部科学省 (2019) 幼稚園教育要領, 小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント. 文部科学省, 2019年2月19日, [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/02/19/1384661\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/19/1384661_001.pdf) (2019年8月24日閲覧) .
- 7) 文部科学省 (2018) 特別支援学校学習指導要領解説自立活動編 (幼稚部・小学部・中学部) . 開隆堂.
- 8) 辻村泰男 (1971) 障害・判別・教育課程の基準. 肢体不自由教育, 6, 4-6.
- 9) 全国特別支援学級設置学校長協会調査部 (2017) 平成 28 年度調査報告書. 特別支援学級設置学校長協会, 2017年2月13日, [http://zent2014.xsrv.jp/htdocs/前年度までの資料-1/平成28年度資料/?action=common\\_download\\_main&upload\\_id=290](http://zent2014.xsrv.jp/htdocs/前年度までの資料-1/平成28年度資料/?action=common_download_main&upload_id=290) (2019年8月24日閲覧) .

自立活動

Let's Enjoy **Lessons for Well-Being** !



**「自立活動 (Lessons for Well-Being)」の目標** 出典 特別支援学校学習指導要領\_第7章\_第1

個々の児童又は生徒が **自立** を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

**「自立」の定義** 出典 学習指導要領解説「自立活動編」, p.49

児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、**よりよく生きていこうとすること**。

**「自立活動 (Lessons for Well-Being)」の指導計画作成の手順** 出典 第7章\_第3\_1

**自立活動 / Lessons for Well-Being** の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の

- step-1 : 障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の**的確な把握**に基づき、
- step-2 : 指導すべき課題を**明確**にすることによって、
- step-3 : 指導目標及び指導内容を**設定し**、個別の指導計画を作成するものとする。その際、
- step-4 : 第2に示す内容の中からそれぞれに**必要とする項目を選定し**、それらを相互に関連付け、
- step-5 : 具体的に指導内容を**設定**するものとする。

♥ **step-1** 子どもの現在の**実態**とは?

健康	
心理 (情緒)	
認知 (学習)	
身体の動き	
対人関係	

山梨県版「個別的教育支援計画 (B票)」の記事をそのままコピーしましょう....♡

♥ **step-2** その子どもにとっての**自立/Well-Being**とは?

今日明日の「Well-Being」	
数年後の「Well-Being」	

図3 自立活動の指導計画 (様式) の案: 左ページ

## ♥ step-3

指導目標や内容の **方向性** は？ 出典 養護・訓練（1971年版）

手がかり1：心身の適応	<input type="text"/>	したいな	必要な項目のみ記入
手がかり2：感覚機能の向上	<input type="text"/>	したいな	
手がかり3：運動機能の向上	<input type="text"/>	したいな	
手がかり4：意思の伝達	<input type="text"/>	したいな	

## ♥ step-4

step-2の記載が **「内容項目」** のどれに当てはまるか？

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
<input type="checkbox"/> 生活習慣の形成	<input type="checkbox"/> 情緒の安定	<input type="checkbox"/> 他者への関与	<input type="checkbox"/> 諸感覚の活用	<input type="checkbox"/> 基本的動作	<input type="checkbox"/> 基礎的能力
<input type="checkbox"/> 生活管理	<input type="checkbox"/> 状況の理解対応	<input type="checkbox"/> 他者理解	<input type="checkbox"/> 認知特性の理解	<input type="checkbox"/> 補助手段の活用	<input type="checkbox"/> 言語の受容表出
<input type="checkbox"/> 体の状態の理解	<input type="checkbox"/> 困難克服の意欲	<input type="checkbox"/> 自己の理解	<input type="checkbox"/> 補助手段の活用	<input type="checkbox"/> 日常生活の動作	<input type="checkbox"/> 言語の形成活用
<input type="checkbox"/> 生活環境の調整		<input type="checkbox"/> 集団への参加	<input type="checkbox"/> 諸状況への適応	<input type="checkbox"/> 移動能力	<input type="checkbox"/> 各種手段の活用
<input type="checkbox"/> 健康の維持改善			<input type="checkbox"/> 概念の形成	<input type="checkbox"/> 作業の遂行	<input type="checkbox"/> 諸状況への対応

このチェックはあくまでも、念のため、の点検作業なので、省略しても構いません....♡

## ♥ step-5

具体的な題材などとstep-2「Well-Being」との **整合性** は？

当面扱う題材

今日明日の「Well-Being」と  整合→次へ  不整合→step-2へ  
 数年後の「Well-Being」と  整合→次へ  不整合→step-2へ

## ♥ 最後にチェック

♡ 先生が大切にしている、その子どもの得意なこと/好きなことは？ 出典 第7章\_第3\_2 (3) ウ

→ それを活かす場面は？

♡ 子ども本人や保護者の願いと「step-2：その子どもにとってのWell-Being」との整合性は？

整合→おわり....♡  不整合→step-1へ

出典 第1章\_第5節\_1 (5)

【2019年07月08日版】

**作成者：山梨大学障害児教育講座 古屋義博** コピーフリーです....♡

図4 自立活動の指導計画（様式）の案：右ページ